

## 東北地区国立病院薬剤師会 旅費規程

第1条 この規程は、全国国立病院薬剤部科長協議会、及び東北地区国立病院薬剤師会の用務に係る旅費について定める。

第2条 旅費は、もっとも経済的な通常の経路及び方法により計算して支給する。また、旅費を請求する場合は、事前に「旅費概算請求書・領収書」を総務委員会事務局に提出することとする。

第3条 旅費の種類及び金額は次のとおりとする。

1. 全国国立病院薬剤部科長協議会支部長会に係る旅費

旅費の金額は、支部長の勤務地から会場までの往復の交通費用とし、次年度の総会において総務委員会より報告する。

2. 東北地区国立病院薬剤師会に係る旅費

(1) 東北地区国立病院薬剤部科長会及び理事会の開催に係る旅費について

東北地区国立病院薬剤師会の年会費のうち、薬剤部科長及び副薬剤部科長と、他の会員との会費の差額（一人あたり3,000円）については、「薬剤部科長会費」として区別して管理し、薬剤部科長会及び理事会の開催経費として旅費の一部に充てることができる。

(年度末に残金がある場合は、次年度の「薬剤部科長会費」に繰り越す。)

旅費の金額は、片道の交通費用を限度として「薬剤部科長会費」の残高に応じて総務委員会が決定し、次年度の総会において報告する。

ただし、次に該当する場合は旅費の支給は行わない。

- 1) 東北地区国立病院薬剤師会総会または東北地区国立病院薬学研究会の開催日に合わせて薬剤部科長会または理事会を開催する場合
- 2) 対象者の勤務地と会場が同一市内の場合

(2) 各委員会主催の研修会に係る旅費について

各委員長は、事業計画に基づき、あらかじめ標記研修会に係る旅費の予算案を提出し、常任理事会および総会にて承認を得ることとする。

旅費の支給対象者は、標記研修会に出席する各委員、新人研修会に参加する新人薬剤師及び講師として出席する会員とし、旅費の金額は、勤務地から会場までの片道の交通費用とする。

ただし、次に該当する場合は旅費の支給は行わない。

- 1) 東北地区国立病院薬剤師会総会または東北地区国立病院薬学研究会の開催日に合わせて研修会を開催する場合
- 2) 対象者の勤務地と会場が同一市内の場合

3. 北海道地区国立病院薬剤師会学術大会への参加に係る旅費

標記学術大会に参加する演者、会長またはその代行者に係る旅費及び宿泊費については、当薬剤師会費より支給する。

#### 4. 外部団体主催の研修会または講演会等への参加旅費

標記研修会または講演会等への参加旅費については、原則として当旅費規程の対象外とするが、会長、副会長及び総務委員会委員長が特に必要と認めた研修会または講演会等への参加に係る旅費については、常任理事会に諮り、承認された場合に旅費が支払われ、総務委員会は次年度の総会において報告する。

旅費の金額は、対象者の勤務地から会場までの片道の交通費用とする。

#### 附 則

- 1 本規程は、平成19年4月 1日から施行する。
- 2 平成20年10月18日 一部改訂
- 3 平成21年11月 7日 一部改訂
- 4 平成27年 5月16日 一部改訂
- 5 平成29年 5月13日 一部改訂